

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業のため、生活資金でお悩みの皆さまへ

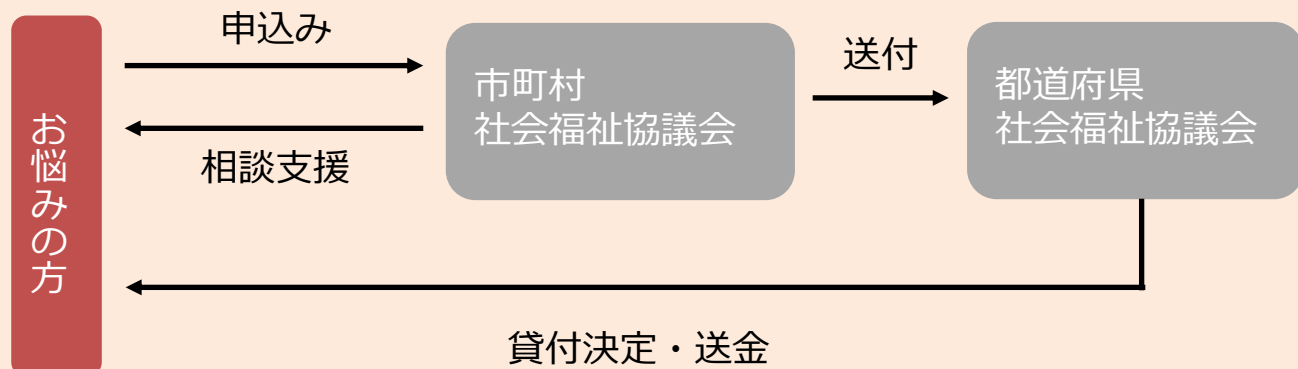
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

秋田県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、下記問合せ先へお願いします。

貸付手続きの流れ



●お問合せ先●

※貸付に関する問合せは、地域福祉課またはお住いの地域の支所までお願いします

大仙市社会福祉協議会

地域福祉課（大曲地域）	63-0277	中仙支所	56-4670
神岡支所	72-2948	仙北支所	69-7799
西仙北支所	75-1145	太田支所	88-2940
協和支所	892-3532	南外支所	74-2097

受付時間：月～金曜日 8:30～17:15 ※祝日を除く

新型コロナウイルス感染症の影響により

赤字は従来の要件を緩和したものの。

休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額

- ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・その他の場合、10万円以内

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

世帯全員分の住民票（本籍、世帯主、続柄の記載のあるもの）、運転免許証等身分のわかるもの、預金通帳や給与明細等で減収のわかるもの、印鑑（実印）が必要となります。

■据置期間

1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市町村社会福祉協議会

失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額

- ・（二人以上世帯）月20万円以内
- ・（単身世帯）月15万円以内

※貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

市町村社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。